



3

- 1_調印し、がっちりと握手する石原市長と熊谷元尋高森町長
- 2,3_「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書調印式」
- 4_高森町との調印書
- 5_津波避難ビルの表示看板



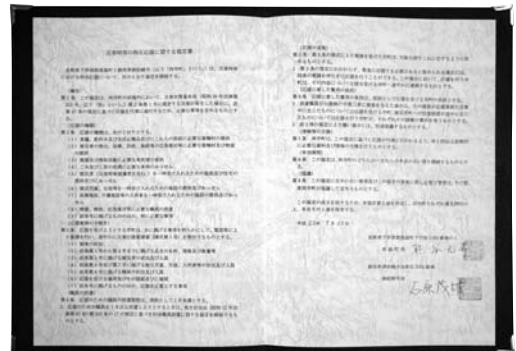
2

津波避難ビル対象施設	
1	くれたけイン御前崎
2	御前崎グランドホテル
3	ホテル ルートイン御前崎
4	ビジネスホテル 玄
5	サンシャイン浜岡

※5つのビル以外にも27の施設が対象となっており、現在協議しています。



5



4

東日本大震災が甚大な被害となった要因は、大津波だといっても過言ではありません。迫り来る大津波が沿岸部のまちを次々とのみ込んでいったあの映像。今でも脳裏から離れない人もいることでしょう。海に囲まれた御前崎に住む私たちが、東海地震発生時に一番に考えなくてはいけないこと。それは「地震だ！津波だ！すぐ避難」です。

官民が協力して津波から住民を守る

- ③ 救援および救助活動に必要な車両などの提供
 - ④ 被災者、被災児童および生徒らの一時受け入れ
 - ⑤ 医療施設、介護施設などの入所者の一時受け入れ
 - ⑥ 救援、救助、応急復旧などに必要な職員派遣
- で、どちらかのまちが、有事に至った際には、支援することになっていきます。東海地震により、甚大な被害が危惧される本市にとっては、頼もしい協定といえるでしょう。

石原市長は「命は大事。災害からこのまちにいる全ての人を守るのが、行政の使命。高森町、民間の協力のおかげで調印が締結できた。今後も歩みを止めず、災害に強いまちを構築していきたい」と話します。

- ① 3階建て以上の鉄筋コンクリート造り、または鉄骨鉄筋コンクリート造りであること
 - ② 海抜20m以下の区域内で、海抜高に建物高を加え20m以上となる建物
- という条件のもと市が選定しました。この調印も、御前崎に住む私たちにとって安心材料の一つとなります。
- 市では8月25日、市役所で「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書調印式」を執り行いました。この調印は、津波浸水予想区域内にいる市民や観光客らが、津波の発生が予想される場合、同区域内にある建物に一時的に避難できるというもの。
- 津波避難ビルは、昭和56年6月1日以降に新耐震設計基準で建設された建物で、